

利用者向けデジタル活用支援推進事業
令和4年度第2次補正予算 デジタル活用支援研修実
施要領
第 1.0 版

令和5年5月

改訂履歴

版数	日付	内容
第 1.0 版	令和 5 年 5 月	・ 初版を作成。
		・
		・
		・

本要領は、令和4年度第2次補正予算を活用し令和5年度に実施するデジタル活用支援推進事業（全国展開型、地域連携型及び講師派遣型）における講師となるための研修に関する事項について、記載しています。本要領に記載の用語や内容に関しましては、別途定める「令和4年度第2次補正予算デジタル活用支援実施ガイドライン」に記載の内容に準拠します。

なお、受講対象の講座の数等、今後変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。当該研修実施要領は執行団体により定めており、研修の準備および実施は実施主体により対応します。

【執行団体】：研修実施要領の作成、講師の皆様の受講管理

【実施主体】：研修(eラーニング、集合(オンライン)研修)の準備・実施

1. 【デジタル活用支援推進事業における講師となるための研修】

① 集合(オンライン)研修

オンライン会議ツールを用いて、講師候補が、講座毎にリアルタイムで講義を受講し、最後にデジタル活用支援推進事業における講師としての受講内容の理解度を確認するテスト(以下、「テスト」という。)を受験し、アンケートに回答する。

② eラーニング(基本講座)

eラーニングのシステムを用いて、講師候補が、基本講座の講座毎に研修動画を視聴し、テストを受験後、アンケートに回答する。

③ eラーニング(応用講座)

eラーニングのシステムを用いて、講師候補が、応用講座の講座毎に研修動画を視聴し、テストを受験後、アンケートに回答する。

※ 集合(オンライン)研修、eラーニング(基本講座)、eラーニング(応用講座)のアンケートは任意となります。当該研修内容の品質向上のため、テスト受験後アンケートにご協力ください

1-① 【集合(オンライン)研修の概要】

(1) 趣旨

主に教え方の指導スキルや接遇スキルの向上に重きをおいて、基本講座又は応用講座の教え方を学習するために実施します。

(2) 対象者

地域連携型の講師となる方を対象とします。

※ 令和4年度の全国展開型、地域連携型、講師派遣の講師として受講された方についても、受講が必要です。(受講の免除はありません)

※ 令和4年度第2次補正予算の全国展開型又は講師派遣型と重複されている方についても、受講が必要です。(受講の免除はありません)

(3) 講座内容

接遇スキル・指導スキルの習得(座学・ロールプレイ)等についてまとめた教材を使用する講座

(4) 所要時間等

① 1日目

・実施ガイドライン、講座進行スキルの習得 合計2時間を想定

② 2日目

・伝え方スキル、関係構築スキルの習得 合計2時間を想定

- ③ テスト
 - ・受講後にeラーニングシステム等を用いて、受講内容の理解度を確認するテストを実施
- ④ アンケート
 - ・テスト合格後にアンケートに回答
- (5) 受講者数等
 - 1回あたり20名程度の受講を想定 土日祝でも開催
- (6) 留意事項
 - 各講師の集合(オンライン)研修の受講実績は、執行団体の判断のもと月次での実績報告・中間検査・確定検査時等で確認します。
 - 研修未受講の講師による講習会実施分は、実績として認められず、補助対象経費として計上できませんので、留意願います。
- (7) 実施主体
 - コネクシオ株式会社

1-②、③【eラーニングの概要】

- (1) 趣旨:主に知識の習得に重きをおいて基本講座及び応用講座の内容・教え方を学習するために実施します。
- (2) 所要時間:各講座40分程度
- (3) 基本講座
 - 地域連携型の講師となる方は、講習会・相談会で扱う予定の講座にかかわらず、事前に下記講座を【すべて】受講する必要があります。全国展開型・講師派遣型の講師となる方の受講は任意です。
 - i. 電源の入れ方、ボタン操作方法
 - ii. 電話のかけ方、カメラの使い方
 - iii. アプリのインストール方法
 - iv. インターネットの利用方法
 - v. メールの利用方法
 - vi. 地図アプリの利用方法
 - vii. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の使い方
 - viii. スマートフォンを安全に使うためのポイント
 - ix. オンライン会議システムの利用方法
 - x. その他執行団体が指定する講座
- (4) 応用講座
 - 全国展開型、地域連携型又は講師派遣型の講師となる方は、講習会・相談会で扱う予定の講座について、事前に受講する必要があります。講習会・相談会で扱わない予定の講座の受講は任意です。
 - i. マイナンバーカードの申請方法
 - ii. マイナポータルの活用方法
 - iii. マイナポイントの申込方法
 - iv. e-Taxの利用方法

- v. オンライン診療の利用方法
- vi. 新型コロナワクチン接種証明書アプリを用いた接種証明書の発行方法
- vii. 健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録
- viii. 全国版救急受診アプリ(Q助)の利用方法
- ix. その他執行団体が指定する講座

(5) 実施時期等

講師となる方は原則以下の期限までに適時のタイミングで、執行団体が講師毎に発行するIDを利用して、eラーニングのサイトにアクセスし、研修教材(動画)を視聴し、テスト及びアンケートへ回答します。教材の更新については、その都度、執行団体よりメールで情報を提供しますので、講習会等に参加する前には、最新の研修教材の確認をお願いします。研修教材が更新された場合は、軽微な改編であっても再度受講に努める必要があります。

	受講期限	
	基本講座	応用講座
全国展開型の講師	任意	該当講座を実施する講習会又は相談会の日まで
地域連携型の講師	内示から3週間以内	該当講座を実施する講習会又は相談会の日まで
講師派遣型の講師	任意	該当講座を実施する講習会の日まで

※ 地域連携型の講師は、原則内示から3週間以内に基本講座の受講を完了していただく必要があります。本事業の応募に際し事業実施団体から提出のあった講師リストに登録の講師全員の受講完了を確認後、執行団体は交付決定を行う予定です。

(6) 研修の免除

① 全国展開型の講師

下記のすべてを満たす場合は、講座単位でeラーニングの受講を免除することがあります。免除を受ける場合は、事業実施団体を通して、執行団体にお問い合わせください(委託先又は講師本人からの問い合わせは不可)。受講免除の承認は、実施主体ではなく、執行団体が行いますのでご注意ください。

(ア) 令和4年度第2次補正予算デジタル活用支援推進事業の地域連携型又は講師派遣型の講師と重複する方

(イ) 令和4年度第2次補正予算デジタル活用支援推進事業の地域連携型又は講師派遣型の講師として、当該応用講座のeラーニングを受講済みの方

(ウ) 執行団体が受講の免除を承認すること

ただし、研修教材が更新された場合は、当該講座の研修の免除対象者においても再度受講に努める必要があります。

② 地域連携型の講師

下記のすべてを満たす場合は、応用講座に限り、講座単位でeラーニングの受講を免除することがあります。免除を受ける場合は、事業実施団体を通して、執行団体にお問い合わせください(委託先又は講師本人からの問い合わせは不可)。受講免除の承認は、実施主体ではなく、執行団体が行いますのでご注意ください。

(ア) 令和4年度第2次補正予算デジタル活用支援推進事業の全国展開型又は講師派遣型の講師と重複する方

(イ) 令和4年度第2次補正予算デジタル活用支援推進事業の全国展開型又は講師派遣型の講師として、当該応用講座のeラーニングを受講した方

(ウ) 執行団体が受講の免除を承認すること

ただし、研修教材が更新された場合は、当該講座の研修の免除対象者においても再度受講に努める必要があります。

③ 講師派遣型の講師

下記のすべてを満たす場合は、講座単位でeラーニングの受講を免除することがあります。免除を受ける場合は、事業実施団体を通して、執行団体にお問い合わせください(委託先又は講師本人からの問い合わせは不可)。受講免除の承認は、実施主体ではなく、執行団体が行いますのでご注意ください。

① 令和4年度第2次補正予算デジタル活用支援推進事業の全国展開型又は地域連携型の講師と重複する方

② 令和4年度第2次補正予算デジタル活用支援推進事業の全国展開型又は地域連携型の講師として、当該応用講座のeラーニングを受講した方

③ 執行団体が受講の免除を承認すること

ただし、研修教材が更新された場合は、当該講座の研修の免除対象者においても再度受講に努める必要があります。

(7) 留意事項

各講師のeラーニング研修の受講実績は、執行団体の判断のもと月次での実績報告・中間検査・確定検査時等で確認します。

研修未受講の講師による講習会実施分は、実績として認められず、補助対象経費として計上できませんので、留意願います。

令和3年度、令和4年度でeラーニング研修を実施した講師に関しても、対象となる講座を再度受講していただく必要がございます。

(8) 実施主体

コネクシオ株式会社

表：デジタル活用支援推進事業における講師となるための研修の概要

	全国展開型の講師	地域連携型の講師	講師派遣型の講師
①集合(オンライン)研修			
対象者		全員	
所要時間等		1日目:2時間 2日目:2時間 テスト・アンケート:eラーニング等のシステム	
研修の免除			
②eラーニング(基本講座)			
対象者	任意	全員	任意
受講範囲		講習会・相談会で扱う予定の講座にかかわらず、すべて	
研修の免除			
③eラーニング(応用講座)			
対象者	全員	全員	全員
受講範囲	講習会・相談会で扱う予定の講座	講習会・相談会で扱う予定の講座	講習会で扱う予定の講座
研修の免除	以下すべてを満たす方 (ア)令和5年度デジタル活用支援推進事業の地域連携型又は講師派遣型の講師と重複する方 (イ)令和5年度デジタル活用支援推進事業の地域連携型又は講師派遣型の講師として、当該応用講座のeラーニングを受講した方 (ウ)執行団体が受講の免除を承認すること	以下すべてを満たす方 (ア)令和5年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型又は講師派遣型の講師と重複する方 (イ)令和5年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型又は講師派遣型の講師として、当該応用講座のeラーニングを受講した方 (ウ)執行団体が受講の免除を承認すること	以下すべてを満たす方 (ア)令和5年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型又は地域連携型の講師と重複する方 (イ)令和5年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型又は地域連携型の講師として、当該応用講座のeラーニングを受講した方 (ウ)執行団体が受講の免除を承認すること

2. 【デジタル活用支援推進事業における講師となるための研修の受講方法】

2-① 全国展開型の講師における研修の受講方法等については、以下のとおりです。

全国展開型の講師は、eラーニング(応用講座)を受講していただきます。

(1) 受講者等リストの提出

執行団体は、本事業の応募に際し事業実施団体から提出のあった講師リストを基に、受講者を決定します。その後の講師の追加・削除等の変更については、その都度執行団体に変更申請をしてください。

(2) 講師リストを基に、執行団体より受講者のID、パスワードを設定し、事業実施団体に通知します。その通知を受けた事業実施団体において、所属する受講者それぞれに対し、ID、パスワードを通知し、受講者は、各自のID、パスワードを入力し、eラーニングを受講し、テスト及びアンケートを受けてください。

2-② 地域連携型の講師における研修の受講方法等については、以下のとおりです。

地域連携型の講師は、集合(オンライン)研修及び eラーニング(基本・応用講座)を受講していた

だきます。

(1) 受講者等リストの提出

執行団体は、本事業の応募に際し事業実施団体から提出のあった講師リストを基に、受講者を決定します。その後の講師の追加・削除等の変更については、その都度執行団体に変更申請をしてください。

(2) 集合(オンライン)研修の受講

講師リストを基に、受講者のID、パスワードを設定し、事業実施団体に通知します。その通知を受けた事業実施団体において、所属する受講者それぞれに対し、ID、パスワードを通知し、受講者は、集合(オンライン)研修の予約のために、ご自身のメールアドレス、各自のID、パスワードを入力して予約をした上で、受講してください。予約システム的使用方法については、別途、執行団体より事業実施団体に通知される掲載ページから集合(オンライン)研修の受講マニュアルをご参照ください。

(3) 集合(オンライン)研修用動画による復習

集合(オンライン)研修後、集合(オンライン)研修用動画をeラーニングのクラウドシステム上で視聴し、テスト及びアンケートを受けてください。動画の視聴は任意ですが、テストは集合(オンライン)研修の対象者全員が受ける必要があります。

(4) eラーニングの受講

執行団体は、講師リストを基に、受講者のID、パスワードを設定し、事業実施団体に通知します。その通知を受けた事業実施団体において、所属する受講者それぞれに対し、ID、パスワードを通知し、受講者は、各自のID、パスワードを入力し、eラーニングを受講し、テスト及びアンケートを受けてください。

2-③ 講師派遣型の講師における研修の受講方法等については、以下のとおりです。

講師派遣型の講師は、eラーニング(応用講座)を受講していただきます。

(1) 受講者等リストの提出

執行団体は、本事業の応募に際し事業実施団体から提出のあった講師リストを基に、受講者を決定します。その後の講師の追加・削除等の変更については、その都度執行団体に変更申請をしてください。

(2) 講師リストを基に、受講者のID、パスワードを設定し、事業実施団体に通知します。その通知を受けた事業実施団体において、所属する受講者それぞれに対し、ID、パスワードを通知し、受講者は、各自のID、パスワードを入力し、eラーニングを受講し、テスト及びアンケートを受けてください。

3. 【デジタル活用支援推進事業における講師のシステム上の管理】

eラーニングのシステムにおいて、講座の受講履歴等の管理は、執行団体が行います。また、全国展開型については、受講者が非常に多いことから、事業実施団体においても当該事業者のデジタル活用支援推進事業における講師の受講履歴等の閲覧は可能であるため、事業実施団体においても所属講師の講座の受講履歴等を確認いただいた上で適切に講習会・相談会を実施願います。

4. 【受講者等リストで提供いただいた個人情報の取扱い】

(1) 個人情報の保護について

総務省からの委託を受けた執行団体では、事業実施団体から提供される個人情報適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じ、次の者を個人情報保護管理責任者として任命しております。

✓ 執行団体

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 個人情報保護管理責任者
レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部長

電話:03-5974-0129

住所:〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

✓ 研修の実施主体(eラーニング)

コネクシオ株式会社 個人情報保護管理責任者 デジタルライフ事業推進部長

電話:03-5408-3100

住所:〒105-6907 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー7階

✓ 研修の実施主体(集合(オンライン)研修)

コネクシオ株式会社 個人情報保護管理責任者 デジタルライフ事業推進部長

電話:03-5408-3100

住所:〒105-6907 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー7階

✓ 総務省 個人情報保護管理責任者 情報流通行政局情報流通振興課長

総務省主管課連絡先

電話:03-5253-5494

住所:〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

(2) 個人情報の利用目的について

本研修で扱う個人情報は、本研修に関連する連絡及び管理のために利用いたします。

(3) 個人情報の第三者への提供について

本研修で扱う個人情報は、ご本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

(4) 個人情報の共同利用について

本研修で扱う個人情報は、総務省の委託を受けた執行団体のほか、本事業を所管する主務省(総務省[情報流通行政局情報流通振興課])及び各研修の実施主体の間で共同利用する場合があります。

① 共同利用する目的:本研修の受講者の受講履歴等の管理

② 共同利用する項目:会社名、氏名、受講履歴

③ 共同利用の手段、方法:本研修の受講者名簿(電子データ、紙媒体)として

④ 共同利用をする者:総務省、執行団体、研修の実施主体

(5) 開示等について

ご本人からの求めにより、保有する開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、削除、利用停止、消去及び第三者への提供の停止(「開示等」という。)に応じます。

(6) 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

クッキーやウェブビーコン等を用いるなどして、本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。

(7) 取得した個人情報の消去等

本事業終了後、取得した個人情報は、消去します。